公立大学法人宮城大学学長となる理事長の選考,任期,解任及び 業務執行状況の確認に関する規程

> 平成21年4月1日 規 程 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学定款(以下「定款」という。)及び公立大学法人宮城大学基本規則(平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、宮城大学(以下「本学」という。)の学長となる公立大学法人宮城大学(以下「法人」という。)理事長(以下「学長となる理事長」という。)の選考、任期、解任及び業務執行状況の確認に関し、定款第10条第8項及び規則第7条第3項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由及び時期)

- 第2条 学長となる理事長の選考は、学長となる理事長が次のいずれかに該当する場合に行う。
 - 一 任期が満了するとき。
 - 二辞任を申し出たとき。
 - 三欠員となったとき。
 - 四解任されたとき。
- 2 学長となる理事長の選考は、前項第1号の規定に該当する場合にあっては任期が満了する日の 3か月前までに、前項第2号から第4号までの規程に該当する場合にあっては速やかに、それぞ れ行わなければならない。

(資質及び能力)

- 第3条 学長となる理事長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者で、定款第10条第3項に規定する学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)が別に定める資質及び能力に関する基準を満たすものでなければならない。
- 2 学長選考会議は、前項の資質及び能力に関する基準を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(候補者の選考)

第4条 学長となる理事長の選考は、前条第1項に定める資質及び能力を有する者のうちから、学 長選考会議が行う。

(候補者の推薦)

- 第5条 第2条第2項の規定により、学長となる理事長の選考が行われる場合においては、学長選考会議は、定款第19条第1項に規定する経営審議会(以下「経営審議会」という。)及び定款第23条第1項に規定する教育研究審議会(以下「教育研究審議会」という。)に対して、学長となる理事長の候補者の推薦を求めるものとする。
- 2 経営審議会及び教育研究審議会は、前項の推薦の求めに応じ、各2人以内の候補者を順位を付さずに、学長選考会議に対し、書面により、推薦するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、学長選考会議は、本学の助教以上の専任教員及び課長以上の職員 10人以上の連名により書面で推薦された者を、前項の候補者に加えて、学長となる理事長の候

補者とすることができる。この場合において、推薦を行う者は、学長となる理事長の候補者1人に限って推薦を行うことができるものとし、自らを候補者として推薦することはできないものとする。

4 前2項の書面には、推薦書のほか、推薦理由書、推薦を受ける者の内諾書、個人調書(履歴書) 及び業績概要書を添付しなければならない。ただし、学長選考会議が認める場合には、一部の書 類の添付を省略することができる。

(選考方法)

第6条 学長選考会議は、前条の規定により推薦された学長となる理事長の候補者に対して、就任 の意思、就任した場合の所信その他必要な事項の確認等を行い、選考を行うものとする。

(選考結果の報告等)

- 第7条 学長選考会議は、学長となる理事長の選考を決したときは、速やかにその結果を理事長に報告するとともに、遅滞なく、その選考の結果、理由及び過程を公表するものとする。
- 2 理事長は、定款第10条第1項の規定に基づき、これを知事に申し出るものとする。
- 3 前2条及び第1項に定めるもののほか、学長となる理事長の候補者の選考の手続き及び方法に 関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

(学長となる理事長の任期)

- 第8条 学長となる理事長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて 在任することはできない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、任期の始期が4月1日でない者に係る任期は、当該始期から3 年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。この場合においては、2年に限り再任することができる。

(解任)

- 第9条 学長選考会議は、学長となる理事長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長となる理事長たるに適しないと認められるときは、その解任について審議を行わなければならない。
 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
 - 三 職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職 務を行わせることが適切でないと認められるとき。
- 2 前項に規定するもののほか、学長選考会議は、経営審議会又は教育研究審議会から、学長となる理事長を解任すべき事由を付した解任請求書が提出されたときは、これについて審議を行わなければならない。本学の常勤の教職員の2分の1以上の連名により解任すべき事由を付した解任請求書が提出されたときも、同様とする。

(弁明機会の供与)

第10条 学長選考会議は、前項の審議に当たっては、学長となる理事長に弁明の機会を与えなければならない。

(解任の申出)

第11条 学長選考会議は、学長となる理事長の解任を決したときは、速やかに理事長に報告する とともに、これを知事に申し出なければならない。

第1編組織運営 学長の選考等に関する規程

(業務執行状況の確認)

第12条 学長選考会議は、学長となる理事長の任期途中において、別に学長選考会議の定めるところにより、当該学長となる理事長の業務執行状況を確認し、その結果を公表するものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経なければならない。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H28.5.25 第109回理事会)

この規程は、平成28年6月1日から施行する。